

更新状況 (2020年1月1日 ~)

- 2月12日
- 【送達の嘱託】
概説及び記載例を改訂
 - 【証拠調べの嘱託】
概説及び記載例を改訂
 - 【送達の受託】
概説及び記載例を改訂
 - 【証拠調べの受託】
記載例を改訂
 - 【外交特権等】
記載例を改訂
 - 【国の一覧表】
「ブラジル連邦共和国」の「送達条約」欄に「〇」をした。
 - 【国別の送達の嘱託の手続】
スペインについて、大使、総領事の管轄区域を一部改訂
ブラジル連邦共和国が送達条約に加盟したことに伴い、ルートを改訂
また、管轄裁判所送達につき、送達すべき文書に訴状が含まれない場合における取扱いを付記
 - 【国別の証拠調べの嘱託手続】
大韓民国について、家族関係登録に係る証拠調べにおける嘱託及び嘱託書の宛先につき付記

更新状況 (2019年1月1日 ~ 2019年12月31日)

- 8月15日 【国の一覧表】
ポルトガル共和国の中央当局の所在地を改訂
- 6月3日 【国の一覧表】
ブラジル連邦共和国の送達条約加盟に伴い、国別表の記載を変更
- 3月20日 【事件数】
事件数を更新
- 2月13日 【国の一覧表】
フィリピン共和国への領事送達に関する情報を更新した。
【送達の嘱託】
概説の(1)(領事送達)及び(7)(郵便による直送)を更新した。
- 1月15日 【国の一覧表】
アメリカ合衆国中央当局へ送達嘱託をする場合の送金事務を更新した。

更新状況 (2018年1月1日 ~ 2018年12月31日)

- 2018/7/20 【国の一覧表】
イタリア共和国及び中華人民共和国(香港、マカオを除く。)の中央当局の情報を更新した。
- 2018/4/20 【事件数】
事件数を更新
【国の一覧表】
コスタリカ共和国の「送達条約」欄に○をした。
モンゴル国の「民訴条約」欄に「○」をした。
【国別の送達の嘱託手続】
アイスランド共和国について新規に作成
コスタリカ共和国が送達条約に加盟したことに伴い、全ルートを改訂
モンゴル国が民訴条約に加盟したことに伴い、全ルートを改訂
コロンビア共和国及びベトナム社会主義共和国について、Cルートを削除
中華人民共和国、中華人民共和国(香港)及び中華人民共和国(マカオ)について、注を更新
以下の国(ルート)について、「期間」欄を更新
アメリカ合衆国(Bルート), イスラエル国(Aルート), インド(Bルート), インドネシア共和国(Cルート), ウクライナ(Aルート), 英国(Bルート), オーストラリア連邦(Bルート), オーストリア共和国(Aルート), オランダ王国(Aルート), カナダ(Bルート), カンボジア王国(Aルート), ギリシャ共和国(Aルート及びBルート), コロンビア共和国(Aルート及びCルート), サウジアラビア王国(Aルート), スイス連邦(Aルート及びBルート), スウェーデン王国(Aルート), スペイン(Bルート), タイ王国(Cルート), チェコ共和国(Bルート), 中華人民共和国(Bルート), 中華人民共和国(香港)(Bルート), トルコ共和国(Bルート), ニュージーランド(Aルート), パプアニューギニア独立国(Aルート), パラグアイ共和国(Aルート), ハンガリー(Aルート), バングラデシュ人民共和国(Aルート), フィリピン共和国(Cルート), フィンランド共和国(Aルート), ブラジル連邦共和国(Cルート), フランス共和国(Aルート及びBルート), ベトナム社会主義共和国(Aルート), ベネズエラ・ボリバル共和国(Aルート), ペルー共和国(Cルート), ボリビア多民族国(Aルート), マレーシア(Cルート), 南アフリカ共和国(Aルート及びCルート), ロシア連邦(Aルート及びBルート)
【送達の嘱託】
概説中の(2)(中央当局の最新情報の確認方法等)及び(7)(郵便による直送)を更新
フローチャート中の各国の送達嘱託の平均所要期間を削除
【Q & A】
「第2 各論(嘱託編)9」記載の平均所要期間を更新

更新状況

(2017年1月1日 ~ 2017年12月31日)

2017/10/13

【国の一覧表】

ベトナム社会主義共和国の「送達条約」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託手続】

ベトナム社会主義共和国について、送達条約に加盟したことにより、全ルートを改訂
アルバニア共和国、イスラエル国、エジプト・アラブ共和国、ベリーズ、スペイン、スロ
ベニア共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ベネズエラ・ボリバル共和
国について、中央当局の名称及び所在地を更新

ポルトガル共和国について、中央当局の名称を更新

インド、デンマーク王国及びブルガリア共和国について、中央当局の所在地を更新
エストニア共和国について、中央当局の名称及び所在地を更新・Bルートの際に添
付すべき訳文の言語に英語を追加

【記載例】

送達の受託(1)の I - 3について、本文中の「令状送達者」を「要請者」に変更

2017/9/15

【お知らせ】

本マニュアルが必ずしも最新の内容ではない場合等もあることの注意喚起及びHC
CHホームページの情報を記載

【国別の送達の嘱託手続】

ベルギー王国について、Bルートの「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂
ルクセンブルク大公国、スイス連邦、スロバキア共和国及びポーランド共和国につい
て、中央当局の名称及び所在地を更新

モルドバ共和国について、中央当局の名称を更新

チェコ共和国及びルーマニアについて、中央当局の所在地を更新

【記載例】

地裁から最高裁宛及び最高裁から地裁宛の各様式から「印」の部分を消去

送達の嘱託(5)について、シンガポール共和国からフィリピン共和国に変更

送達の受託(1)の I - 5 及び I - 6 について、宛名を「●●国要請者」に変更

2017/7/19

【国別の送達の嘱託手続】

シンガポール共和国について、「Ⅱ ルートの選択基準」以下を削除

モナコ公国について、中央当局の名称及び所在地を更新

ウクライナについて、中央当局の所在地を更新

【送達の嘱託】

フローチャート中、シンガポール共和国を削除

2017/5/23

【お知らせ】

送達の嘱託で領事送達を選択する場合の注意事項を記載

【国の一覧表】

ギニア共和国を新規に追加

【国別の送達の嘱託手続】

スリランカ民主社会主义共和国について、中央当局の名称及び所在地を更新

【送達の嘱託】

記載例(2)中央当局送達Ⅱ-2及びⅡ-3を訂正

2017/3/16

【国別の送達の嘱託手続】

インドについて、大使・総領事の管轄区域を更新

コロンビア共和国の送達条約加盟に伴い、国別表の記載を変更

アゼルバイジャン共和国を新規に追加

旧ソヴィエト社会主义共和国連邦のページからアゼルバイジャン共和国を削除

【国の一覧表】

コロンビア共和国の「送達条約」欄に「〇」をした

アゼルバイジャン共和国を追加

旧ソヴィエト社会主义共和国連邦の欄からアゼルバイジャン共和国を削除

2017/1/20

【お知らせ】

サイトのリロード及びお知らせに記載されている更新情報が反映されない場合の対処方法について追記

【国別の送達の嘱託手続】

トルコ共和国について、中央当局の所在地を更新

モルドバ共和国について、必要とされる訳文の言語及び中央当局の所在地を更新

2017/1/5

【国別の送達の嘱託手続】

ドイツ連邦共和国について、中央当局の名称等を更新

インドネシア共和国への管轄裁判所送達について、必要とされる訳文の言語を更新

ベトナム社会主义共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、モンゴル国、中華人民共和国(香港及びマカオを含む)について、送達嘱託に関する国別一覧表に注を追記

更新状況 (2016年1月1日 ~ 2016年12月31日)

2016/7/11	<p>【国別の送達の嘱託手続】</p> <p>大韓民国について、中央当局の所在地を更新</p> <p>カナダについて、中央当局の名称、所在地及び地域ごとに必要とされる訳文の言語を更新</p>
2016/3/18	<p>【国別の送達の嘱託手続】</p> <p>イタリア共和国、クウェート国、クロアチア共和国、フランス共和国、メキシコ合衆国の中央当局の名称又は所在地の一部を改訂</p> <p>ドイツ連邦共和国及びメキシコ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂</p> <p>シンガポール共和国について、Cルートの「I ルートの種類及び根拠」欄を改訂</p> <p>インドネシア共和国、コスタリカ共和国について、Cルートの「III 作成すべき文書等」欄を改訂</p> <p>インドネシア共和国、英国、オーストラリア連邦、カナダ、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)、中華人民共和国(香港)、ドイツ連邦共和国、</p> <p>フィリピン共和国について、Aルートの「V 期間」欄を改訂</p> <p>アメリカ合衆国、英国、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)、中華人民共和国(香港)について、Cルートの「V 期間」欄を改訂</p> <p>【事件数】事件数を更新</p>

更新状況 (2015年1月1日 ~ 2015年12月31日)

2015/10/13

【お知らせ】

送達の受託手続について、最高裁民事局長から地裁所長にあてた通知書の記載を変更。

【送達の嘱託】

概説、フローチャート及び記載例を改訂

【証拠調べの嘱託】

概説及び記載例を改訂

【送達の受託】

概説及び記載例を改訂

【証拠調べの受託】

概説及び記載例を改訂

【外交特権等】

概説及び記載例を改訂

【Q&A】

第1総論、第2各論、第3証拠調べ編及び第4外交関係等を改訂

【国別の送達の嘱託手続】

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂

インドネシア共和国、ペルー共和国及びボリビア多民族国について、Cルートの「III作成すべき文書等」欄を改訂

カンボジア王国について、Cルートの「I ルートの種類及び根拠」欄を改訂

ノルウェー王国について、「VI 中央当局」欄を改訂

フィリピン共和国について、Cルートの「IV 費用」欄を改訂

2015/4/3

【送達の嘱託】

概説部分のうち「(7)郵便による直送」を改訂

2015/3/11

【国の一覧表】

ルワンダ共和国を新規に追加した。

【国別の送達の嘱託手続】

ルワンダ共和国を新規に追加。

アルメニア共和国、ギリシャ共和国、大韓民国、中華人民共和国(香港)、ポーランド共和国の中央当局の名称及び所在地の一部を改訂

キプロス共和国について、Bルートの「IV 費用」欄を改訂

モンゴル国について、Cルートの「V 期間」欄を改訂

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂

フィリピン共和国について、送達の嘱託における注意事項を国別表欄外に明記

カナダについて、中央当局送達の費用が現在100カナダドルであることを明記

【記載例】在ブラジル日本国大使館の翻訳料振込口座の変更に伴い、「送達の嘱託」の「記載例」中、VI-3の「翻訳料についての通知書」を変更

【事件数】事件数を訂正及び更新

更新状況 (2014年1月1日 ~ 2014年12月31日)

2014/8/7	<p>【国の一覧表】 パラオ共和国を新規に追加し、「領事送達」欄に「○」をした。</p> <p>【国別の送達の嘱託手続】 パラオ共和国を新規に追加。 アメリカ合衆国、インド、オーストラリア連邦、イスラエル、スウェーデン王国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナの中央当局の名称及び所在地の一部を改訂 ギリシャ共和国について、Bルートの「IV 費用」欄を改訂 インドネシア管轄裁判所送達についてお知らせに掲載</p>
2014/2/28	<p>【国別の送達の嘱託手続】 ブラジル連邦共和国について、Cルートの「III 作成すべき文書等」欄を改訂した。</p> <p>【事件数】 平成25年までの資料に変更</p>

更新状況 (2013年1月1日 ~ 2013年12月31日)

2013/8/22	<p>【国別の送達の嘱託手続】</p> <p>1 インドネシア共和国について、総領事の管轄区域を一部改訂した。 2 オーストラリア連邦について、Bルートの「IV費用」欄を改訂した。 3 カナダについて、「VII中央当局の名称及び所在地並びに地域ごとに必要とされる訳文の言語」欄のうち中央当局の名称及び所在地を改訂した。 4 ギリシャ共和国について、「VI中央当局」欄を改訂した。</p>
2013/6/7	<p>【国別の送達の嘱託手続】</p> <p>パナマ共和国について、Cルートの「III 作成すべき文書等」欄を改訂した。</p> <p>【事件数】</p> <p>平成24年までの資料に変更</p>
2013/3/12	<p>【国の一覧表】</p> <p>「アルメニア共和国」及び「モルドバ共和国」の「送達条約」欄に「○」をした。</p> <p>【国別の送達の嘱託手続】</p> <p>「アルメニア共和国」及び「モルドバ共和国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂</p>
2013/2/4	<p>【国別の送達の嘱託手続】</p> <p>1 アラブ首長国連邦の翻訳言語をアラビア語に改訂 2 スロベニア共和国が送達条約8条2項の宣言をしたことに伴い、Aルートの根拠及び同ルートの選択基準並びにBルートの選択基準を改訂</p>
2013/1/7	<p>【国別の送達の嘱託手続】</p> <p>アメリカ合衆国及びドイツ連邦共和国の大天使、総領事の管轄区域等を一部改訂</p>

更新状況 (2012年1月1日 ~ 2012年12月31日)

平成24年10月29日

【国の一覧表】

「ベリーズ」の「送達条約」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託手続】

- 1 「ベリーズ」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート、Bルート及びCルートを改訂
- 2 「ボスニア・ヘルツェゴビナ」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
- 3 「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
- 4 「カナダ」の中央当局送達の費用欄、大使、総領事の管轄区域及び中央当局の所在地を改訂
- 5 「インド」が送達条約8条2項の宣言をしたことに伴い、Aルートの根拠及び同ルートの選択基準並びにBルートの選択基準を改訂
- 6 「ラトビア共和国」が送達条約8条2項の宣言をしたことに伴い、Aルートの根拠及び同ルートの選択基準並びにBルートの選択基準を改訂
- 7 「オーストラリア連邦」の中央当局の名称及び所在地を改訂
- 8 「スロベニア共和国」の領事送達のあて名を改訂
- 9 「リトアニア共和国」の中央当局の所在地を改訂

平成24年9月19日

【国の一覧表】

「モンテネグロ」の「送達条約」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託手続】

- 「モンテネグロ」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
「スイス連邦」に対する領事送達のあて名並びに中央当局の名称及び所在地を改訂

平成24年6月28日

【国の一覧表】

- 1 「ハンガリー共和国」を「ハンガリー」に改訂
- 2 「斐ジー諸島共和国」を「斐ジー共和国」に改訂
- 3 「ベネズエラ共和国」を「ベネズエラ・ボリバル共和国」に改訂
- 4 「ボリビア共和国」を「ボリビア多民族国」に改訂
- 5 「ミャンマー連邦」を「ミャンマー連邦共和国」に改訂
- 6 「社会主義人民リビア・アラブ国」を「リビア」に改訂
- 7 「マルタ共和国」を追加し、「送達条約」欄に「○」をした。
- 8 「セルビア共和国」及び「モロッコ王国」の「送達条約」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託手続】

- 1 「セルビア共和国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
- 2 「モロッコ王国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
- 3 「マルタ共和国」を新規作成
- 4 「ハンガリー」の国名を改訂
- 5 「斐ジー共和国」の国名を改訂
- 6 「ベネズエラ・ボリバル共和国」の国名並びに中央当局の名称及び所在地を改訂
- 7 「ボリビア多民族国」の国名を改訂
- 8 「ミャンマー連邦共和国」の国名を改訂
- 9 「リビア」の国名を改訂
- 10 「アメリカ合衆国」の中央当局の所在地を改訂
- 11 「アルゼンチン共和国」の中央当局の名称及び所在地を改訂
- 12 「インド」の中央当局の所在地を改訂

- 13 「クロアチア共和国」の中央当局の名称及び所在地を改訂
14 「トルコ共和国」の中央当局の所在地を改訂
15 「イスラエル国」の翻訳言語に英語を追加
【国別の証拠調べの嘱託手続】
1 「ハンガリー」の国名を改訂
2 「ミャンマー連邦共和国」の国名を改訂
- 平成24年3月21日 【国別の送達の嘱託手続】
1 「イタリア共和国」のAルートの期間を「4箇月」に改訂
2 「イラン・イスラム共和国」のCルートの期間を「14箇月」に改訂
3 「インド」のAルートの期間を「6箇月」に改訂
4 「インドネシア共和国」のCルートの期間を「12箇月」に改訂
5 「英国」のAルートの期間を「3箇月」に改訂及びVII中央当局の表示を改訂
6 「ギリシャ共和国」のAルートの期間を「5箇月」に改訂
7 「コロンビア共和国」のAルートの期間を「7箇月」に改訂
8 「シンガポール共和国」のCルートの期間を「4箇月」に改訂
9 「ジンバブエ共和国」のAルートの期間を「5箇月」に改訂
10 「スペイン」のAルートの期間を「4箇月」に改訂
11 「スリランカ民主社会主义共和国」のBルートの期間を「12箇月」に改訂
12 「大韓民国」のBルートの期間を「4箇月」に改訂
13 「中華人民共和国（マカオ）」のAルートの期間を「3箇月」に改訂
14 「チリ共和国」のAルートの期間を「6箇月」に改訂
15 「デンマーク王国」のAルートの期間を「4箇月」に改訂
16 「ニュージーランド」のCルートの期間を「9箇月」に改訂
17 「パキスタン・イスラム共和国」のAルートの期間を「4箇月」に改訂
18 「フィリピン共和国」のAルートの期間を「3箇月」に改訂
19 「ブラジル連邦共和国」のCルートの期間を「14箇月」に改訂
20 「フランス共和国」のBルートの期間を「7箇月」に改訂
21 「ペルー共和国」のCルートの期間を「9箇月」に改訂
22 「マーシャル諸島共和国」のAルートの期間を「3箇月」に改訂及び同ルートの嘱託書のあて名を改訂
23 「マレーシア」のAルートの期間を「3箇月」に改訂
24 「南アフリカ共和国」のAルートの期間を「7箇月」に改訂
25 「メキシコ合衆国」のAルートの期間を「4箇月」に改訂及びBルートの要請書について注意喚起
26 「モンゴル国」のAルートの期間を「4箇月」に改訂
27 「リヒテンシュタイン公国」のCルートの期間を「3箇月」に改訂
28 「ロシア連邦」のBルートの期間を「13箇月」に改訂
【送達の嘱託・フローチャート】
1 「大韓民国」の中央当局送達の平均送達期間を「4箇月」に改訂
2 「ブラジル連邦共和国」の平均送達期間を「14箇月」に改訂
3 「シンガポール共和国」の管轄裁判所送達の平均送達期間を「4箇月」に改訂
【Q&A】
第2各論（嘱託編）Q9の送達期間等について改訂

平成24年3月1日 【事件数】
平成23年までの資料に変更

平成24年2月20日 【国別の送達の嘱託手続】

インドの領事送達について注意喚起

平成24年1月4日

【国別の送達の嘱託手続】

インドネシア共和国、英国、パプアニューギニア独立国、フィリピン共和国及びペルー共和国の総領事の管轄区域等を一部改訂

更新状況 (2011年1月1日 ~ 2011年12月31日)

- 平成23年11月25日 【国別の送達の嘱託手続】
インド、中華人民共和国(香港、マカオを除く。)及びマレーシアの大・総領事の管轄区域を一部改訂
中華人民共和国(香港)の中央当局の所在地を改訂
- 平成23年8月4日 【送達の嘱託・概説及びフローチャート】
ブラジル翻訳料の改定にともない、翻訳料見込額の記載を改訂
【送達の嘱託・記載例】
送達嘱託記載例VI-3について、銀行住所を記載し、銀行名及び別紙を改訂
【国別の送達の嘱託手続】
1 「スイス連邦」に対する領事送達について、あて名を「在ジュネーブ総」から「在ジュネーブ出張駐在官事務所」に改訂
2 「サンマリノ共和国」に対する中央当局送達の費用について改訂
3 「ハンガリー共和国」の中央当局の名称及び所在地を改訂
- 平成23年7月27日 【お知らせ】アメリカとPFIとの契約期間について記載。
- 平成23年6月22日 【国別の送達の嘱託手続】
中華人民共和国(香港、マカオを除く。)の中央当局の名称及び所在地につき改訂
- 平成23年3月7日 【お知らせ】米国等あて航空運送する郵便物の一部について、引受が停止されたものが再開された。
- 平成23年2月14日 【事件数】
平成22年までの資料に変更
アメリカ合衆国の大・総領事の管轄区域の一部訂正

更新状況 (2010年1月1日 ~ 2010年12月31日)

- 平成22年12月17日 【お知らせ】オーストラリア連邦が送達条約に加盟したことに伴い、オーストラリア連邦に対する送達嘱託手続について改訂。
- 平成22年11月16日 【お知らせ】郵便事業株式会社より出された「米国等あて航空運送する郵便物の一部の引受停止について」に伴い、アメリカ合衆国に対する中央当局送達が一部変更。
- 平成22年11月8日 【お知らせ】オーストラリア連邦が送達条約に加盟。詳細は確認中。
- 平成22年10月7日 【記載例】ダウンロードできる書式を、一太郎からワードに移行
- 平成22年6月14日 【国別の送達の嘱託手続】
1 「リヒテンシュタイン公国」を追加
2 送達嘱託記載例のVI-3について、銀行名を改訂
- 平成22年4月9日 【お知らせ】翻訳文の正確性の証明に関する参考例の紹介
- 平成22年3月30日 【国別の送達の嘱託手続】
中央当局の所在地につき、32ヶ国について改訂。
- 平成22年3月5日 【国別の送達の嘱託手続】
中華人民共和国の領事送達の嘱託に関し、山東省あての嘱託領事先を在青島日本国総領事と改訂。

更新状況 (2009年1月1日 ~ 2009年12月31日)

- 平成21年11月11日 【国別の送達の嘱託手続】
1 「英国」のVII欄及び脚注各改訂
2 「ドイツ連邦共和国」のVII欄のうち、Hessen, Nordrhein-Westfalen, Saarland, Schleswig-Holstein, Brandenburgの各中央当局について、名称を改訂
- 平成21年5月28日 【国別の送達の嘱託手続】
「アメリカ合衆国」の脚注※1の一部を改訂
- 平成21年4月17日 【国別の送達の嘱託手続】
1 「アルジェリア民主人民共和国」のAルートの期間を「6箇月」に改訂
2 「イタリア共和国」のAルートの期間を「6箇月」に改訂
3 「インドネシア共和国」のVI総領事の管轄区域の表示を改訂
4 「スウェーデン王国」のAルートの期間を「4箇月」に、Bルートの期間を「3箇月」に各改訂
5 「スリランカ民主社会主義共和国」のBルートの期間を「13箇月」に改訂
6 「チェコ共和国」のBルートの期間を「4箇月」に改訂
7 「トルコ共和国」のBルートの期間を「7箇月」に改訂及びVII中央当局の表示を改訂
8 「ニュージーランド」のAルートの期間を「4箇月」に改訂
9 「フィリピン共和国」のCルートの期間を「7箇月」に改訂
10 「フランス共和国」のBルートの期間を「8箇月」に改訂
11 「ベネズエラ共和国」のAルートの期間を「4箇月」に改訂
12 「マーシャル諸島共和国」のAルートの嘱託書のあて先を改訂
13 「マレーシア」のAルートの期間を「5箇月」に改訂
14 「ロシア連邦」のAルートの期間を「5箇月」に改訂
- 【事件数】
平成20年度分を追加

更新状況 (2008年1月1日 ~ 2008年12月31日)

- 平成20年12月3日
- 【国の一覧表】
「ネパール王国」を「ネパール連邦民主共和国」に改訂
- 【国別の送達の嘱託手続】
1 「オーストラリア連邦」の脚注※1を改訂
2 「中華人民共和国(香港)」のVII中央当局(指定当局、送達条約18条1項)の名称を改訂
3 「ネパール連邦民主共和国」の国名及び脚注を改訂
- 平成20年6月12日
- 【国別の送達の嘱託手続】
1 「アメリカ合衆国」の脚注※1及びVII欄各改訂
2 「セントビンセント及びグレナディーン諸島」のVI中央当局の表示を改訂
3 「ラトビア共和国」のVI中央当局の表示を改訂
- 【送達の嘱託】
ブラジル連邦共和国への管轄裁判所送達に関する「翻訳料についての通知書」の記載例を変更
- 平成20年2月22日
- 【国別の送達の嘱託手続】
1 「アメリカ合衆国」のVII欄及び脚注各改訂
2 「イタリア共和国」のAルートの期間を「7箇月」に改訂及びVII欄改訂
3 「インド」のAルートの期間を「5箇月」に改訂及びVII欄改訂
4 「英国」のAルートの期間を「6箇月」に改訂及びVII欄改訂
5 「オーストラリア連邦」のCルートの期間を「11箇月」に改訂
6 「カナダ」のVI欄及びVII欄各改訂
7 「コロンビア共和国」のAルートの期間を「8箇月」に改訂
8 「スイス連邦」のAルートの期間を「5箇月」に改訂及びVII欄改訂
9 「スペイン」のBルートの期間を「12箇月」に改訂及びVII欄改訂
10 「ニカラグア共和国」のAルートの期間を「4箇月」に改訂
11 「パナマ共和国」のAルートの期間を「6箇月」に改訂
12 「フィリピン共和国」のAルートの期間を「5箇月」に改訂
13 「ペルー共和国」のAルートの期間を「4箇月」に改訂
14 「ポーランド共和国」のBルートの期間を「4箇月」に改訂及びVI欄改訂
15 「ロシア連邦」のBルートの期間を「14箇月」に改訂
- 平成20年1月25日
- 【国の一覧表】
「モンテネグロ」を追加
- 【事件数】
平成19年度分を追加
- 【送達の嘱託】
ブラジル連邦共和国への管轄裁判所送達に関する「翻訳料についての通知書」の記載例を変更

更新状況 (2007年1月1日 ~ 2007年12月31日)

- 平成19年12月5日 【国の一覧表】
「モナコ公国」を追加
- 平成19年10月9日 【国別の送達の嘱託手続】
「ドイツ連邦共和国」の中央当局のうち「Justizministerium des Landes Mecklenburg-Vorpommern」の名称を「Justizministerium Mecklenburg-Vorpommern」に、所在地を「19048 Schwerin[Puschkinstrasse 19-21]」に改訂
- 平成19年8月28日 【国の一覧表】
「クロアチア共和国」を訂正
送達条約に「○」を加えた。
【国別の送達の嘱託手続】
「クロアチア共和国」を次のとおり変更
1 領事送達の根拠を改訂
2 中央当局送達を追加
3 外交上の経路による送達を削除
- 平成19年8月9日 【国の一覧表】
「インド」を訂正
送達条約に「○」を加えた。
【国別の送達の嘱託手続】
「インド」を次のとおり変更
1 領事送達の根拠を改訂
2 中央当局送達を追加
3 使用言語からヒンズー語を削除
- 平成19年7月17日 【国の一覧表】
1 「ジンバブエ共和国」を追加
2 「スーダン共和国」を追加
3 「セントビンセント及びグレナディーン諸島」を追加
- 平成19年7月1日 【国の一覧表】
「アルバニア共和国」を追加
- 平成19年3月23日 【国別の送達の嘱託手続】
1 「アメリカ合衆国」の※1にあるProcess Forwarding International(PFI)の住所について、「633 Yesler Way Seattle, WA 98104 USA」に改訂
2 「オランダ王国」の中央当局のうち「(アンチル諸島)」を「(アルバ島)」に改訂し、住所を「Havenstraat 2, Oranjestad, Aruba」に改訂
3 「ギリシャ共和国」の中央当局について、名称を「Ministry of Justice Directorate of Conferment of Pardon and International Judicial Co-operation Department of International Judicial Co-operation in Civil Matters」に、所在地を「96 Messogion Street, Athens 11527, Greece」に改訂
4 「メキシコ合衆国」の中央当局について、名称を「Ministry of Foreign Affairs General Direction of Legal Affairs」に、所在地を「Plaza Juárez No.20, piso 5 Edificio Tlatelolco Colonia Centro, delegación Cuauhtémoc, C.P. 06010 Mexico, Distrito Federal」に改訂
5 「ロシア連邦」の中央当局について、所在地を「ul. Zhitnaya, 14 Moscow, 117970 Russian Federation」に改訂

平成19年3月5日

【国の一覧表】

「セルビア・モンテネグロ」を「セルビア共和国」に改訂

【国別の送達の嘱託手続】

1 「スイス連邦」の中央当局の一部を改訂

「Appenzell Ausserrhoden」州を管轄する中央当局の所在地について「Postfach 162, 9043 Trogen Schweiz」に

「Basel-Landschaft」州を管轄する中央当局の名称について「Kantonsgericht Basel-Landschaft Justizverwaltung」、所在地について「Postfach 635, 4410 Liestal Schweiz」に

「Graubünden」州を管轄する中央当局の名称について「Departement für Justiz-, Sicherheit und Gesundheit des Kantons Graubünden」に改訂

2 「セルビア・モンテネグロ」を「セルビア共和国」に改訂

【国別の証拠調べの嘱託手続】

「セルビア・モンテネグロ」を「セルビア共和国」に改訂

平成19年1月1日

【国の一覧表】

1 「グアテマラ共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、領事送達及び管轄裁判所送達に「○」を加えた。

2 「タンザニア連合共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、管轄裁判所送達に「○」を加えた。

3 「ホンジュラス共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、管轄裁判所送達に「○」を加えた。

4 「マーシャル諸島共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、領事送達及び管轄裁判所送達に「○」を加えた。

5 表末の注意事項を削除

旧ソヴィエト社会主义共和国連邦に関する注意事項は、国の一覧表中に盛り込んだ。

【送達の嘱託】

「フローチャート」質問形式をやめ、簡素化

【国別の送達の嘱託手続】

1 「アイルランド」のAルートの期間を「3箇月」に改訂

2 「アメリカ合衆国」の注記について、

「※1 (中略)(平成15年は89ドル、平成16年は91ドル、平成17年は93ドル、平成18年及び19年は95ドル)(以下略)」とあるのを、「(送達費用は、平成19年については95ドルですが、PFIの要請で変更されることがあります。)」と改訂

「※3 (略)」を「※3 事前の送金手続を含めた平均所要期間です。」と改訂

「VII 大使、総領事の管轄区域」欄下の「(注)(略)」を「※4 アイダホ州、カリフォルニア州及びコネティカット州の総領事の管轄区域は郡(county)によって異なるため、これらの州に嘱託する場合には、その郡名も明らかにしてください(管轄の異なる総領事あてに送ってしまうと、その分送達期間が長くなるので注意してください。)。なお、事件数が多いカリフォルニア州については、主要な市町村と郡及び総領事との対応関係がわかる「カリフォルニア州管轄総領事検索」を参考にしてください。」と改

訂

- 3 「アラブ首長国連邦」のAルートの期間を「3箇月」に改訂
- 4 「イスラエル国」のBルートの期間を「期間不明」に改訂
- 5 「イラン・イスラム共和国」のCルートの期間を「10箇月」に改訂
- 6 「インドネシア共和国」のCルートの期間を「13箇月」に改訂
- 7 「英國」の注記について、「※1 受送達者の住所にポストコード(スペース含め英数7桁)の記載がなければ送達できませんので、必ず記載してください。」を追加
- 8 「オーストラリア連邦」のCルートの期間を「9箇月」に改訂
- 9 「カナダ」のAルートの期間を「4箇月」に、Bルートを「5箇月」に改訂
- 10 「クウェート国」のAルートの期間を「期間不明」に改訂
- 11 「サモア独立国」のCルートの期間を「13箇月」に改訂
- 12 「シンガポール共和国」のAルートの期間を「4箇月」に、Cルートを「5箇月」に改訂
- 13 「スウェーデン王国」のAルートの期間を「5箇月」に改訂
- 14 「スペイン」のBルートの期間を「13箇月」に改訂
- 15 「スリランカ民主社会主义共和国」のBルートの期間を「10箇月」に改訂
- 16 「タイ王国」のAルートの期間を「4箇月」に、Cルートを「8箇月」に改訂
- 17 「大韓民国」の中央当局の名称を「National Court Administration」に改訂
- 18 「チリ共和国」のCルートの期間を「11箇月」に改訂
- 19 「デンマーク王国」のAルートの期間を「5箇月」に改訂
- 20 「ドイツ連邦共和国」のBルートの期間を「4箇月」に改訂
- 21 「ニカラグア共和国」のCルートの期間を「17箇月」に改訂
- 22 「ニュージーランド」のCルートの期間を「10箇月」に改訂
- 23 「パナマ共和国」のAルートの期間を「5箇月」に、Cルートの期間を「12箇月」に改訂
- 24 「バングラデシュ人民共和国」のCルートの期間を「6箇月」に改訂
- 25 「フィリピン共和国」のCルートの期間を「6箇月」に改訂
- 26 「ブラジル連邦共和国」のCルートのうち、大都市部の場合における期間を「14箇月」に改訂
- 27 「ブルネイ・ダルサラーム国」のCルートの期間を「11箇月」に改訂
- 28 「ベリーズ」のCルートの期間を「12箇月」に改訂
- 29 「ペルー共和国」のCルートの期間を「10箇月」に改訂
- 30 「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」のAルートの期間を「6箇月」に改訂
- 31 「ミクロネシア連邦」のCルートの期間を「5箇月」に改訂
- 32 「ヨルダン・ハシェミット王国」のCルートの期間を「5箇月」に改訂
- 33 「ルクセンブルク大公国」のBルートの期間を「3箇月」に改訂
- 34 国別の嘱託手続の脚注「23頁の(注)5を参照」を「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路由で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。」に改訂
- 35 国別の嘱託手続表中、「家事事件について」の記載削除

【Q&A】

第2各論(嘱託編)Q14のAについて、4行目の括弧書きを「(費用は、①翻訳料として、日本文の用紙1枚につきアメリカ合衆国通貨25ドル、②写しの作成費用として、①によって計算した翻訳料の1割に相当する金額)」と改訂

【事件数】

平成18年度までの資料に変更